

平成 30 年 第 10 回 農業委員会総会

日 時 平成 30 年 10 月 25 日 (木) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1 番 玉城 正智	2 番 百次 成仁
	4 番 下地 功祐	5 番 山城 学	6 番 杉本 雄靖
7 番 長嶺 功	8 番 久保田 政子	9 番 宮里 良淳	10 番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1 番 大城 茂治	2 番 金城 正弘	3 番 大城 久	4 番 玉城 賢清
5 番 賀数 宏	6 番 伊敷 幸隆	7 番 玉城 信榮	8 番 大城 勇
9 番 伊礼 幸清	10 番 新垣 芳隆	11 番 玉城 秀則	12 番 玉城 薫
13 番 志茂 政安	14 番 安谷屋 健治		

【欠席委員】

3 番農業委員 仲西 栄二

【職務のために出席した職員】

山城 信善 玉城 弘一 新垣 千春

【議事録署名人】

8 農業委員 久保田 政子 9 番農業委員 宮里 良淳

【議事日程】

- 日程第 1 議案第 47 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 48 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 49 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
- 日程第 4 議案第 50 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
- 日程第 5 議案第 51 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について

平成 30 年 第 10 回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、平成 30 年第 10 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、3 番農業委員仲西栄二委員が、欠席の連絡がありました。しかし過半数以上の出席がありますので、総会は成立いたします。それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。それでは平成 30 年第 10 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が 8 番農業委員久保田政子委員、9 番農業委員宮里良淳委員です。次回調査委員が、7 番農業委員長嶺功委員、8 番農業委員久保田政子委員、14 番推進委員安谷屋健治委員となっています。よろしくお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 47 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (15 件) 日程第 2 議案第 48 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (9 件) 日程第 3 議案第 49 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について (3 件) 日程第 4 議案第 50 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について (7 件) 日程第 5 議案第 51 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について (4 件) 【議題の審議】
会長	それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 47 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 15 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	それでは 2 ページをお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてです。1 番は真壁の 2 筆で、売買による所有権移転であります。2 番と 3 番は関連しております。2 番は武富の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。3 番は武富の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。4 番は名城の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。5 番は真壁の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。次に 3 ページをお開き下さい。6 番は大度の 1 筆で、10 年間の賃借権の設定であります。7 番は大里の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。8 番は真栄平の 1 筆で、売買による所有権の移転であ

	ります。9 番は福地の 1 筆で売買による所有権の移転であります。10 番は阿波根の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。次に 4 ページをお開き下さい。11 番は真栄平の 3 筆で、売買による所有権の移転であります。12 番は名城の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。13 番は真壁の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。14 番は束里の 3 筆で、売買による所有権の移転であります。15 番は武富の 2 筆で、売買による所有権の移転であります。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくをお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 47 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に日程 2 議案第 48 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 9 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは 6 ページをお開き下さい。1 番は米須の 3 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。野菜集荷場への転用で使用貸借権の設定であります。2 番は米須の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。野菜集荷場への転用で、使用貸借権の設定であります。3 番は摩文仁の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。一般住宅への転用で、贈与による所有権移転であります。4 番は豊原の 1 筆で、農地区分は農振農用地であります。作業ヤードへの一時転用で、5 か月間の賃借権の設定であります。5 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権の移転であります。次に 7 ページをお開き下さい。6 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。一般住宅への転用で、贈与による所有権の移転であります。7 番は賀数の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。資材置場への転用で、売買による所有権の移転であります。8 番と 9 番は関連しております。8 番は潮平の 3 筆、9 番は潮平の 1 筆で一体事業となります。農地区分は第 3 種農地であります。駐車場への転用で、売買による所有権の移転であります。以上です。
会長	それでは調査委員の報告をお願いします。

調査員	それでは5条の報告を致します。8ページをお開き下さい。 申請地は、第1種農地であり、原則不許可であります。しかし、不許可の例外の農業用施設に該当するため、野菜出荷場への転用は問題ないものと判断しました。次に10ページをお開き下さい。申請地は、第1種農地であり、原則不許可であります。しかし、不許可の例外の農業用施設に該当するため、野菜出荷場への転用は問題ないものと判断しました。次に12ページをお開き下さい。申請地は、第1種農地であります。しかし不許可の例外の集落接続に該当するため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に14ページをお開き下さい。申請地は、農振農用地区域内農地であるが、不許可の例外とされる作業ヤードを目的とした一時転用のため、問題ないものと判断しました。次に16ページをお開き下さい。申請地は、宅地及び雑種地、段差等で囲まれた10ヘクタール未満の小集団の生産性の高くない第2種農地であります。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に18ページをお開き下さい。申請地は、宅地及び山林、原野等で囲まれた10ヘクタール未満の小集団の生産性の高くない第2種農地であります。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に20ページをお開き下さい。申請地は、宅地及び雑種地、山林等で囲まれた10ヘクタール未満の小集団の生産性の高くない第2種農地であります。そのため、資材置場への転用は問題ないものと判断しました。次に22ページをお開き下さい。申請地は、宅地及び雑種地に囲まれた第3種農地であります。第3種農地は原則許可でありますので、貸駐車場への転用は問題ないものと判断しました。次に24ページをお開き下さい。申請地は、宅地及び雑種地に囲まれた第3種農地であります。第3種農地は原則許可でありますので、貸駐車場への転用は問題ないものと判断しました。以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第48号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に日程第3議案第49号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について3件を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局	それでは、26 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。 議案書を読み上げて説明(内容省略) それでは、議案第 49 号について議案通り同意してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に日程第 4 議案第 50 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 7 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、36 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。 議案書を読み上げて説明(一部内容省略) 30-55 は喜屋武の 2 筆、小波蔵の 1 筆で、5 年の賃借権の設定であります。30-56 は与座の 2 筆で、10 年間の使用貸借権の設定であります。30-57 は福地の 4 筆で、10 年間の賃借権の設定であります。30-58 と 30-59 は関連しております。30-58 は阿波根の 1 筆、30-59 は阿波根の 1 筆で、10 年間の賃借権と使用貸借権の設定であります。次に、37 ページをお開き下さい。30-60 は座波の 1 筆で、5 年間の賃借権の設定であります。30-61 は大里の 1 筆で、3 年間の賃借権の設定であります。以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしく願います。
委員	特になし。
会長	それでは議案 50 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に日程第 5 議案第 51 号農地中間管理事業の推

	進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について 4 件を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、39 ページをお開き下さい。 30-7 は福地の 4 筆で、10 年間の賃借権の設定であります。30-8 は阿波根の 2 筆で、10 年間の賃借権と使用貸借権の設定であります。以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆さんのご意見等よろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは議案 51 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。
	議事録署名人 8 番農業委員 久保田 政子 9 番農業委員 宮里 良淳

--	--

